

患者等搬送乗務員講習受講要領

1 講習の申し込み

〒788-0052 宿毛市和田 1412 番地 1

幡多西部消防組合消防本部（宿毛消防署内）警防係

【受付・問合せ電話 0880-63-0119】

2 受講資格

満 18 歳以上

3 講習の手続き

- (1) 電話又は直接消防署で受講日程調整後、受講申請書に必要事項を記入し、講習受講日の 1 カ月前までに消防署へ郵送又は直接ご持参ください。
- (2) 写真 2 枚【申請日の 6 カ月以内に撮影した上半身像（縦 40 mm・横 30 mm、無帽、無背景）とし裏面に氏名及び年齢を記入したもの】1 枚は申請書にのり付け、他の 1 枚は添付してください。
- (3) 定期講習の申請には写真は必要ありません。
- (4) 定期講習を受講する方は、患者等搬送乗務員適任証の交付番号及び交付年月日を記入してください。

4 講習内容

講習会場	講習名	講習時間
宿毛消防署	適任者講習〔乗務員〕	24 時間（8 時間×3 日間）
	適任者講習〔乗務員（車椅子専用）〕	16 時間（8 時間×2 日間）
	定期講習	3 時間

5 適任証の有効期限

2 年間（定期講習を受けることで 2 年間の延長可能。それ以降も同様です。）

6 受講する際の注意事項

- (1) 有効期限が過ぎている方の定期講習は認められません。
- (2) 定期講習の方は、受講当日に適任証を持参してください。
- (3) 受講当日に持参するものは、テキスト（受講者が購入）と筆記用具です。
- (4) テキストは、東京防災救急協会発行の患者等搬送乗務員（基礎講習又は再講習のどちらか）をご準備ください。
- (5) 動きやすい服装・靴でお越しください（スカートは不可）。
- (6) 15 分前に集合してください。なお、遅刻・早退した場合は講習修了とは認められません。
- (7) 食事は各自でご用意していただき、貴重品は、自己管理してください。